不登校児童生徒を支援する施策等について

平成26年12月16日 中央教育審議会 初等中等教育分科会 資料2-3

✓ 学校における教育相談体制等の整備

教員による教育相談に加え、児童生徒が適切な教育相談等を受けることができる。 よう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉に関 する外部専門家の活用など教育相談体制の整備を支援

✓ 不登校児童生徒を支援する取組

- ・不登校児童生徒の学校復帰に向けた指導・支援を行うため、「教育支援センター (適応指導教室)」を教育委員会が設置。(平成25年度1,286箇所)
- ・小・中・高等学校の不登校児童生徒が教育支援センター(適応指導教室)や民間 施設(フリースクール等)など学校外の機関において指導等を受ける場合につい て、一定の要件を満たせば、校長は指導要録上「出席扱い」とすることができる。 (義務教育は平成4年、高等学校は平成21年の通知より実施)
 - ⇒ 小学生3.158人、中学生13.706人、高校生333人が「出席扱い」(平成25年度)
- ・また、指導要録上「出席扱い」となった児童生徒を対象に、通学定期乗車券制度 (いわゆる「学割」) の適用を受けられる。

(義務教育は平成5年、高等学校は平成21年より実施)

✓ 不登校児童生徒に対する学習機会の拡大に係る取組

指定を受けた学校は、不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特別の 教育課程を編成することができる。

(平成17年より実施。現在の指定校は11校(小学校2校、中学校7校、高等学校2校))

- ・不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用して行った学習活動について、一定の 要件を満たすとき、校長は指導要録上の「出席扱い」とすることができる。 (平成17年より実施) ⇒ 小学生58人、中学生198人が「出席扱い」(平成25年度)
- ・指定を受けた全日制・定時制課程の高等学校は、不登校生徒を対象として36単位 を上限として、通信の方法を用いた教育による単位認定を行うことができる。 (平成21年より実施。現在の指定校は4校)
- 高等学校の選抜に当たって、調査書及び学力検査のいずれをも用いない高校選抜 が可能となっており(平成11年度より実施)、この制度を活用し、東京都のチャ レンジスクールなど、生徒の多様化に対応した学校作りがなされている。

チャレンジスクール(東京都):小中学校での不登校、高校で中途退学を経験した生徒等を対象とした都立高校 エンカレッジスクール(東京都):小中学校で十分能力を発揮できなかった生徒を対象とした都立高校 クリエイティブスクール(神奈川県):中学校までに十分に能力を発揮しきれなかった生徒を対象とした県立高校

※上記のほか、中卒認定試験における受験資格の拡大、児童生徒の支援に係る教員の加配、不登校 児童生徒の支援策に係る先進的調査研究などの不登校に関する施策を実施。